

鋼船規則

S 編

危険化学品ばら積船

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 29 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年6月14日 規則 第29号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その1

10章 電気設備

10.2の表題を次のように改める。

10.2 接地（IBCコード10.2 関連）

10.2.1を次のように改める。

10.2.1 接地*

-1. 独立型貨物タンクは、船体に電氣的に接地しなければならない。すべてのガスケット付き貨物管継手及びホース接続具は、電氣的に連続させ、かつ、接地しなければならない。

-2. 前-1.に加えて、貨物タンク及び貨物管装置は、「貨物油」を「貨物」と読み替えてD編14.2.2-7の規定に適合しなければならない。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2019年6月14日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

3章 船体配置

3.1 貨物エリアの隔離 (IBC コード 3.1)

3.1.5 を次のように改める。

3.1.5 燃料タンクの配置*

引火点が 60℃以下の貨物又は毒性を有する貨物を積載する船舶において、燃料タンクを貨物エリア内に配置する場合には、次の(1)から(6)(5)による。なお、次の(1)及び(2)にいう「貨物タンクブロック」とは、最後方の貨物タンク又はスロップタンクの後方の隔壁から最前方の貨物タンク又はスロップタンクの前方の隔壁までの間の全深さ及び全幅にわたる船舶の部分を用いる。

- (1) 貨物タンク又はスロップタンクと境界を共有する燃料タンクは、貨物タンクブロックの内部に配置してはならず、当該貨物タンクブロックに部分的に突出させてはならないが、。
- (2) 前(1)に規定する燃料タンクは、当該貨物タンクブロックの前端及び後端前方及び又は後方に、コファダムに代えて配置して差し支えない。
- ~~(23) 燃料タンクは、貨物タンク又はスロップタンクの全体又は一部にわたって配置してはならないが、独立タンクとし燃料の流出及び火災安全に対する考慮が払われている場合には、貨物エリア内の開放甲板上に配置することを認める場合がある。~~
- ~~(3) 燃料タンクは、本編2章の規定により貨物タンクを配置することが認められない範囲にわたって配置してはならない。~~
- ~~(4) 燃料タンクに隣接するタンクに積載することができる貨物が制限されることについて十分な注意を払わなければならない。~~
- (54) 独立した燃料タンク及びポンプを含む関連する燃料管装置は、それぞれ、通常の燃料タンク及び機関区域に配置される関連燃料管装置と同様のものとしてすることができる。
- ~~(65) 電気機器は、H編に規定する危険場所に~~対~~関する要件を考慮したものに適合しなければならない。~~

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2019年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は燃料タンクの配置に関する改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定に関わらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 19 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S3 船体配置

S3.1 貨物エリアの隔離

S3.1.5 を次のように改める。

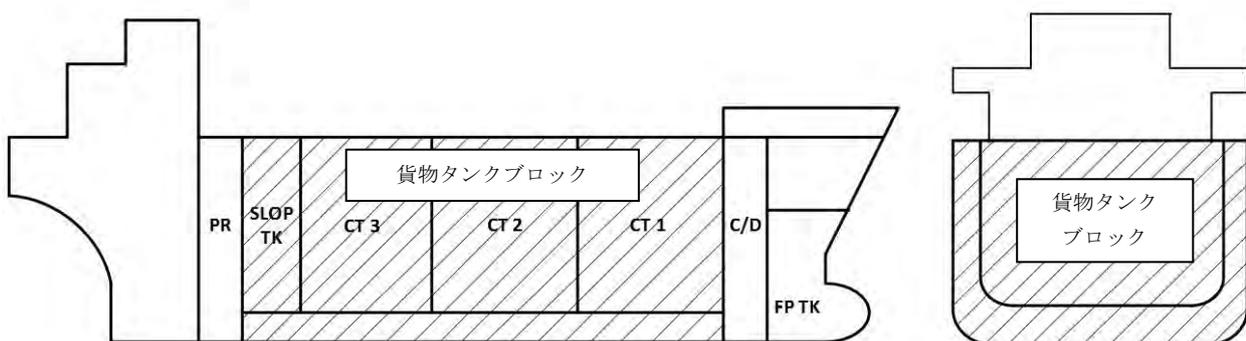
S3.1.5 燃料タンクの配置

-1. 規則 S 編 3.1.5 の規定は、他の規定により燃料タンクに隣接して積載することが禁止される貨物を積載する計画のある貨物タンクに対して、燃料タンクを隣接して配置することを認めるものではない。

-2. 規則 S 編 3.1.5 にいう「毒性を有する貨物」とは、規則 S 編表 17.1 の k 欄で毒性ガス検知器が要求されているものをいう。

-3. 規則 S 編 3.1.5(1)にいう定義する「貨物タンクブロック」の例をとは、最後方の貨物タンク又はスロップタンクの後方の隔壁から最前方の貨物タンク又はスロップタンクの前方の隔壁までの間の全深さ及び全幅にわたる船舶の部分をいう（図 S3.1.5-1.参照）に示す。

図 S3.1.5-1. 貨物タンクブロックの例



SLOP TK : スロップタンク

CT1/2/3 : NO.1/2/3 貨物タンク

PR : 貨物ポンプ室

附 則

1. この達は、2019年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は燃料タンクの配置に関する改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定に関わらず、なお従前の例による。